

Ⅰ．平成26年～令和4年の対応方針において、令和4年（度）中に「結論を得る」等とされたもの

※前回会議（令和5年2月20日）までに結論を報告したものを除く。

○令和元年対応方針 ・義務付け・枠付けの見直し等

① その他

No.	事項	関係府省	元年対応方針の内容	現在の対応状況の概要 ※原則、令和5年3月31日現在。 その後、特筆すべき動きがあれば記載
1	<p>マイナンバーカードの追記欄の余白がなくなった場合のシール添付対応の実施 （行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律）</p>	総務省	<p>（ii）個人番号カードの追記欄の余白がなくなった場合の再交付申請（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の規定による通知カード及び個人番号カード並びに情報提供ネットワークシステムによる特定個人情報の提供等に関する省令（平26総務省令85）29条1項）については、「マイナンバーカードの普及とマイナンバーの利活用の促進に関する方針」（令和元年6月4日デジタル・ガバメント閣僚会議）において検討することとされている券面表記の見直し等の状況を踏まえ、追記欄の拡大を含めた申請者及び市町村（特別区を含む。）の負担軽減を図るための方策について検討し、<u>令和4年度までに結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。</u></p>	<p>マイナンバーカードの追記欄にシールを添付する対応は、シールがはがれる等の課題があり、技術的に困難。 このため、申請者及び地方公共団体の負担軽減に資するよう、交付事務の効率化のためのマイナンバーカードの券面記載事項の変更に係る経費を補助対象とするマイナンバーカード交付事務費補助金の要綱改正を令和3年2月に行ったところ。 追記欄の余白がなくなった場合の再交付申請に係る負担軽減策については、有効期間満了に伴う更新の場合の負担軽減策等と併せて引き続き検討し、令和5年中に結論を得ることとした。</p>

平成26年～令和4年対応方針のフォローアップの状況

○令和2年対応方針 ・ 義務付け・ 枠付けの見直し等

① 医療・福祉

No.	事項	関係府省	2年対応方針の内容	現在の対応状況の概要 ※原則、令和5年3月31日現在。 その後、特筆すべき動きがあれば記載
2	日本赤十字社の活動資金に関する業務の法的位置づけ (日本赤十字社法)	厚生労働省、 総務省	<p><令2> 日本赤十字社に対する寄附金などの現金の取扱いについては、実態調査等を行った上で、地方公共団体が当該現金を取り扱う根拠を法制的な面から検討し、令和3年中に結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。</p> <p><令3> 日本赤十字社に対する寄附金などの現金については、地方公共団体が取り扱う根拠を明確化する方向で検討し、<u>令和4年中に結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。</u></p>	<p>日本赤十字社において、地方公共団体における寄附金などの現金の取扱いに係る実態調査を実施し、当該結果等を踏まえ、地方公共団体が寄附金などの現金を取り扱うための根拠について検討を行った。</p> <p>現在、上記根拠に該当する措置内容について、地方公共団体の意見を聞いた上で関係省庁間で調整を行っているところ。</p> <p>引き続き、地方公共団体が適正に運用できるよう、検討を進めて結論を得る予定。</p>

平成26年～令和4年対応方針のフォローアップの状況

② その他

No.	事項	関係府省	2年対応方針の内容	現在の対応状況の概要 ※原則、令和5年3月31日現在。 その後、特筆すべき動きがあれば記載
3	普通地方公共団体の全ての歳入においてコンビニ収納を可能とすること (地方自治法)	総務省	<p><令2> (iv) 私人の公金取扱いの制限(243条)については、以下のとおりとする。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・負担金、分担金等について、地方公共団体の意見を踏まえつつ、私人にその徴収又は収納の事務を委託することができる歳入(施行令158条)として追加すべきものを精査した上で、私人に委託することを可能とする方向で検討し、令和3年中に結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。 ・金融機関の統廃合やデジタル・ガバメントの推進など、公金を取り巻く状況の変化を踏まえた上で、多様な決済手段の確保の観点から、地方公共団体の財務に関する制度全般の見直しの中で、地方公共団体等の意見を踏まえつつ、地方公共団体の判断により公金の徴収又は収納の事務を原則として私人に委託することを可能とすることを含め、その在り方について検討し、<u>令和4年度中に結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。</u> <p><令3> (ii) 私人の公金取扱いの制限(243条)については、政令を改正し、地方公共団体から要望があった歳入の収納の事務について私人に委託することを令和3年度中に可能とする。</p>	<p>・[措置済み]</p> <p>・原則として全ての歳入等の収納事務について、地方公共団体の長の判断で私人への委託を可能とすることを含む地方自治法の一部を改正する法律が令和5年5月8日に公布された。今後、円滑な施行を図る。</p>

平成26年～令和4年対応方針のフォローアップの状況

○令和3年対応方針 ・ 義務付け・枠付けの見直し等

① 医療・福祉

No.	事項	関係府省	3年対応方針の内容	現在の対応状況の概要 ※原則、令和5年3月31日現在。 その後、特筆すべき動きがあれば記載
4	<p>都道府県献血推進計画の策定義務付けの廃止 (安全な血液製剤の安定供給の確保等に関する法律)</p>	厚生労働省	<p>都道府県献血推進計画(10条5項)については、薬事・食品衛生審議会における今後の血液事業の在り方の検討の中で、計画の策定義務の廃止や都道府県がその地域の実情に応じて計画の期間を判断することを可能とすること等について検討し、<u>令和4年度中に結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。</u></p> <p>また、当面の措置として、政策的に関連の深い他の計画等と一体のものとして策定することが可能であること等を明確化し、都道府県に令和3年度中に通知する。</p>	<p>・「都道府県献血推進計画について」(令和5年3月1日付け事務連絡)にて、計画記載事項のうち、「当該年度に献血により確保すべき血液の目標量」については、引き続き毎年度策定し、「献血に関する普及啓発その他の血液目標量を確保するために必要な措置に関する事項」及び「その他献血の推進に関する重要事項」については、変更の必要が生じたときのみ変更することで差し支えないこと等を都道府県に通知した。</p> <p>・ [措置済み]</p>

平成26年～令和4年対応方針のフォローアップの状況

② 環境・衛生

No.	事項	関係府省	3年対応方針の内容	現在の対応状況の概要 ※原則、令和5年3月31日現在。 その後、特筆すべき動きがあれば記載
5	容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律に基づく「都道府県分別収集促進計画」策定の義務付けの廃止（容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律）	環境省	<p>都道府県分別収集促進計画（9条1項）については、都道府県における事務の実態等を把握した上で、その在り方について検討し、<u>令和4年中に結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。</u></p> <p>また、当面の措置として、都道府県分別収集促進計画は廃棄物処理計画と一体のものとして策定することが可能であることを明確化し、その運用に当たっての留意事項を含め、都道府県に令和3年度中に通知する。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・都道府県分別収集促進計画の策定に係る事務の実態に関する調査等を踏まえ、関係省庁と協議しながら制度的対応の要否を含め検討し結論を得る。 ・[措置済み]

平成26年～令和4年対応方針のフォローアップの状況

② 環境・衛生

No.	事項	関係府省	3年対応方針の内容	現在の対応状況の概要 ※原則、令和5年3月31日現在。 その後、特筆すべき動きがあれば記載
6	<p>調理師法に基づく調理師業務従事者届制度の義務付けの廃止又は事務負担の軽減 (通訳案内士法、クリーニング業法、調理師法、医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律及び製菓衛生師法)</p>	厚生労働省	<p><令3> 調理の業務に従事する調理師の届出(5条の2第1項)については、令和4年度の次回届出までに省令を改正し、本籍地都道府県名の記載を削除する。また、「デジタル・ガバメント実行計画」(令和2年12月25日閣議決定)において検討することとされている国家資格証のデジタル化の状況を踏まえて、調理師の届出に関する手続のオンライン化に向けて検討を行い、<u>令和4年度中に結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。</u></p> <p><令4> 全国通訳案内士、クリーニング師、調理師及び製菓衛生師の免許申請等並びに登録販売者の登録申請等に関する手続については、「デジタル社会の実現に向けた重点計画」(令和4年6月7日閣議決定)に基づき、国家資格等情報連携・活用システムを活用し、オンライン化を可能とする方向で検討し、<u>令和4年度中に結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。</u></p>	<p>行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律等の一部を改正する法律(令和5年法律第48号)が成立し(公布後1年3月以内施行予定)、今後、政省令等の所要の整備を実施した上で、調理師の免許申請等に関する事務において、マイナンバーの利用が可能となる見込みである。</p> <p>調理師の業務従事者届に関する手続のオンライン化については、調理師の免許申請等に関する事務における国家資格等情報連携・活用システムの活用に係る協議と併行して検討した。当該手続きについて、都道府県の実態を踏まえたオンライン化の検討を行うため、令和5年度に調査事業を行うこととした。</p>

平成26年～令和4年対応方針のフォローアップの状況

③ 消防・防災・安全

No.	事項	関係府省	3年対応方針の内容	現在の対応状況の概要 ※原則、令和5年3月31日現在。 その後、特筆すべき動きがあれば記載
7	<p>バルクローリーに係る許可等の一本化 (高圧ガス保安法及び液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律)</p>	経済産業省	<p>バルクローリーに関する移動式製造設備としての製造の許可（高圧ガス保安法5条1項）及び充てん設備の許可（液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律37条の4第1項）等に係る事務手続の合理化については、地方公共団体及び事業者の負担軽減の観点から、地方公共団体等の意見を踏まえつつ、その方策について検討し、<u>令和4年度中に結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。</u></p>	<p>令和4年3月に、全ての都道府県及び指定都市に対し、バルクローリーに関する高圧ガス保安法及び液石法に基づく事務の実態について、調査を実施した。当該調査結果では、許可の一本化が必要という意見や、一方で、許可制度の趣旨・目的が異なる2法令の許可を一本化することを懸念し、手続の合理化が必要という意見があった。こうした意見を踏まえ、令和4年度委託事業を令和4年4月から実施し、当該分権提案に係る検討結論について、事務手続の合理化及び標準手数料の改定を行う旨の対応方針案を取りまとめた。当該対応方針案について、令和5年3月に、産業構造審議会保安・消費生活用製品安全分科会高圧ガス小委員会及び液化石油ガス小委員会において審議・了承され、当該対応方針の結論を得た。</p> <p>今後、事務手続の合理化及び標準手数料の改定のため、関係行政庁と調整を行い、地方公共団体等からの意見も踏まえ、所要の手続を進めていく。</p>

平成26年～令和4年対応方針のフォローアップの状況

○令和4年対応方針 ・ 義務付け ・ 枠付けの見直し等

① 土地利用（農地除く）

No.	事項	関係府省	4年対応方針の内容	現在の対応状況の概要 ※原則、令和5年3月31日現在。 その後、特筆すべき動きがあれば記載
8	間伐及び線下伐採の場合には「伐採及び伐採後の造林の届出書」の提出を不要とする見直し (森林法)	農林水産省	(iii) 森林所有者等が市町村の長に提出する伐採及び伐採後の造林の届出等(10条の8)については、電力送配電施設の保守に係る線下伐採の届出等の実態を調査した上で、市町村の事務負担を軽減する方向で検討し、 <u>令和4年度中に結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。</u>	電力送配電施設の保守に係る線下伐採の届出等の実態調査の結果を踏まえ、電力送配電施設の保守に係る線下伐採については、伐採及び伐採後の造林の届出の適用除外とする方向で結論を得た。今後、具体的な見直し内容を精査した上で、令和5年度中に必要な措置を講ずる。

平成26年～令和4年対応方針のフォローアップの状況

① 土地利用（農地除く）

No.	事項	関係府省	4年対応方針の内容	現在の対応状況の概要 ※原則、令和5年3月31日現在。 その後、特筆すべき動きがあれば記載
9	<p>国庫補助事業申請等に係る個別施設計画の策定及び変更義務の廃止 （公共施設等適正管理推進事業、義務教育諸学校等の施設費の国庫負担等に関する法律）</p>	<p>総務省、 文部科学省</p>	<p>【総務省】 公共施設等適正管理推進事業債については、地方公共団体の事務負担を軽減するため、同事業債の協議等手続に係る事務の簡素化など必要な方策を検討し、<u>令和4年度中に結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。</u></p>	<p>【総務省】 公共施設等適正管理推進事業債の起債協議に必要となる様式を簡素化し、その旨地方公共団体に通知した（令和5年4月3日付け総務省自治財政局地方債課事務連絡）。</p>

平成26年～令和4年対応方針のフォローアップの状況

② 医療・福祉

No.	事項	関係府省	4年対応方針の内容	現在の対応状況の概要 ※原則、令和5年3月31日現在。 その後、特筆すべき動きがあれば記載
10	介護予防支援に係る民間法人の参入（介護保険法）	厚生労働省	<p>地域包括支援センター（115条の46第1項）の業務については、引き続き実態の把握に努めつつ、社会保障審議会での議論も踏まえ、指定介護予防支援事業者の指定（115条の22第1項）の対象の在り方や当該センターの業務負担を軽減する方策について検討し、令和4年度中に結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。</p>	<p>地域包括支援センターの業務負担を軽減する方策等については、令和4年12月に社会保障審議会介護保険部会にて取りまとめられた「介護保険制度の見直しに関する意見」において「地域包括支援センターの業務負担軽減を進めるに当たり、保険給付として行う介護予防支援について、地域包括支援センターが地域住民の保健医療の向上及び福祉の増進を包括的に支援することを目的とする施設であることを踏まえ、介護予防支援の実施状況の把握を含め、地域包括支援センターの一定の関与を担保した上で、居宅介護支援事業所に介護予防支援の指定対象を拡大することが適当である」とされた。</p> <p>このことを踏まえ、令和5年2月10日に介護保険法の改正を含む全世代対応型の持続可能な社会保障制度を構築するための健康保険法等の一部を改正する法律案を第211回通常国会に提出したところであり、同法律案の成立後、円滑な施行を図る。</p> <p>なお、地域包括支援センターの一定の関与を担保する詳細な方法については、令和6年度介護報酬改定に向けて、社会保障審議会介護給付費分科会等で令和5年度中に検討予定。</p>

平成26年～令和4年対応方針のフォローアップの状況

② 医療・福祉

No.	事項	関係府省	4年対応方針の内容	現在の対応状況の概要 ※原則、令和5年3月31日現在。 その後、特筆すべき動きがあれば記載
11	生活保護法に基づく治療材料（眼鏡）の給付基準の明確化 （生活保護法）	厚生労働省	医療扶助として給付される治療材料（15条2号）のうち、眼鏡の給付については、地方公共団体の事務負担に配慮しつつ、医療扶助の適切な運用に資する措置を検討し、 <u>令和4年度中に結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。</u>	<p>令和4年度社会・援護局関係主管課長会議（令和5年3月17日）にて、生活保護法に基づく治療材料（眼鏡）の給付について、</p> <ul style="list-style-type: none"> ・給付要否意見書（治療材料）の所要経費が適当でないと認められる場合には、複数の取扱業者から見積を取得（見積合わせ）し、当該意見書に記載されている取扱業者以外からも選定することができること ・給付要否の判定に疑義がある場合は、必要に応じて、都道府県知事に技術的な助言を求められたいことを地方公共団体に周知した。

平成26年～令和4年対応方針のフォローアップの状況

② 医療・福祉

No.	事項	関係府省	4年対応方針の内容	現在の対応状況の概要 ※原則、令和5年3月31日現在。 その後、特筆すべき動きがあれば記載
12	<p>認定就労訓練事業の申請手続の簡素化 (生活困窮者自立支援法)</p>	厚生労働省	<p>生活困窮者就労訓練事業の認定の申請に係る添付書類については、申請者及び地方公共団体の負担軽減の観点から、一部を不要とする方向で検討し、令和4年度中に結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。</p>	<p>令和4年12月に社会保障審議会生活困窮者自立支援及び生活保護部会にて取りまとめた、「生活困窮者自立支援制度及び生活保護制度の見直しに関するこれまでの議論の整理（中間まとめ）」において、就労訓練事業の認定手続きに当たっては、「認定申請書類を真に必要なものに限ることにより認定手続を簡素化する」必要があるという方向性が示された。</p> <p>このことを踏まえ、生活困窮者自立支援制度に係る自治体事務マニュアル（令和5年3月31日発行）を改正し、令和5年4月以降は、就労訓練事業の認定の申請に当たり、登記事項証明書の添付を省略する取扱いとするとともに、事業所概要や組織図などの事業の運営体制に関する書類に関する参考様式を定め、地方公共団体に周知した。</p>

平成26年～令和4年対応方針のフォローアップの状況

② 医療・福祉

No.	事項	関係府省	4年対応方針の内容	現在の対応状況の概要 ※原則、令和5年3月31日現在。 その後、特筆すべき動きがあれば記載
13	都道府県知事が行う准看護師試験の告示の規定に係る公表方法の例示化（保健師助産師看護師法）	厚生労働省	准看護師試験の施行場所等の告示（施行規則19条）については、医道審議会保健師助産師看護師分科会での議論を踏まえつつ、試験を実施する都道府県の判断により、公報のほか、インターネットの利用その他の適切な方法により行うことの可否について検討し、 <u>令和4年度中を目途に結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。</u>	<p>令和5年3月の医道審議会保健師助産師看護師分科会に諮り、その結果、准看護師試験の施行場所等の告示については、都道府県の判断で公報のほか、インターネット等の利用により行うことを可能とすることについて了承を得た。</p> <p>なお、当分科会内では、公報に掲載した情報と比較した際に、インターネット上に公開した情報は保存性の観点で課題があることが指摘されたため、措置に当たってはその点と併せて対応を検討する。</p>

平成26年～令和4年対応方針のフォローアップの状況

② 医療・福祉

No.	事項	関係府省	4年対応方針の内容	現在の対応状況の概要 ※原則、令和5年3月31日現在。 その後、特筆すべき動きがあれば記載
14	救急救命処置の範囲として定められているエピネフリン投与の要件緩和と救急車へのエピペン（自己注射が可能なエピネフリン製剤）登載を可能とすること （救急救命士法）	総務省、厚生労働省	<p>アナフィラキシーショックの状態にある重度傷病者に係る救急救命処置の範囲の拡大については、以下のとおりとする。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・救急医療の現場における、医療関係職種の在り方に関する検討会での議論等を踏まえ、国家戦略特別区域における先行的な実証の実施について検討し、<u>令和4年度中に結論を得る。</u> ・当該結論等を踏まえ、救急救命処置における、エピネフリン製剤によるエピネフリンの投与の対象拡大について検討し、結論を得る。<u>その結果に基づいて必要な措置を講ずる。</u> 	<p>救急医療の現場における医療関係職種の在り方に関する検討会の令和4年度のとりにまとめにおいて、先行的な実証については、令和5年度以降に実施する臨床研究において、救急救命士が一定程度、アドレナリンの適応を適切に判断できるという結果を得た上で体制が整備された地域で実施すること、また、実証に使用する特区制度は、国家戦略特区と構造改革特区のうち、十分な症例数を確保する観点から適切な枠組みを選択する旨、結論を得た。</p> <p>なお、上記を踏まえて、救急救命処置における、エピネフリン製剤によるエピネフリンの投与の対象拡大については、今後検討を行う。</p>

平成26年～令和4年対応方針のフォローアップの状況

② 医療・福祉

No.	事項	関係府省	4年対応方針の内容	現在の対応状況の概要 ※原則、令和5年3月31日現在。 その後、特筆すべき動きがあれば記載
15	管理栄養士、調理師、製菓衛生師及び栄養士免許に係る名簿訂正手続の見直し等 (栄養士法)	厚生労働省	管理栄養士名簿の訂正（施行令3条3項）については、期限後に申請があった場合の申請者からの遅延理由の確認に係る都道府県の事務負担を軽減する方向で検討し、 令和4年度中に結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。	管理栄養士免許に係る手続は、今後国家資格等情報連携・活用システムの活用を予定しているところ、同システムの運用における遅延理由の確認の事務について、同システムの詳細設計を踏まえ、令和5年度中に各種調整を行い、その結果を踏まえて結論を得ることとした。

平成26年～令和4年対応方針のフォローアップの状況

② 医療・福祉

No.	事項	関係府省	4年対応方針の内容	現在の対応状況の概要 ※原則、令和5年3月31日現在。 その後、特筆すべき動きがあれば記載
16	厚生労働省所管 「医療施設運営費等補助金」のうち「8020運動・口腔保健推進事業」に係る窓口の一本化（8020運動・口腔保健推進事業）	厚生労働省	8020運動・口腔保健推進事業に係る事業計画等の提出については、地方公共団体の事務負担を軽減するため、様式の簡略化等を検討し、 <u>令和4年度中に結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。</u>	令和5年度8020運動・口腔保健推進事業に係る事業計画・実績報告様式において事業費の記載欄等を削除する等の簡素化を図るとともに、問い合わせ先を追記し、地方公共団体の事務負担の軽減方策を講じた。

平成26年～令和4年対応方針のフォローアップの状況

② 医療・福祉

No.	事項	関係府省	4年対応方針の内容	現在の対応状況の概要 ※原則、令和5年3月31日現在。 その後、特筆すべき動きがあれば記載
17	<p>特別児童扶養手当 証書の廃止 (特別児童扶養手 当等の支給に関す る法律)</p>	厚生労働省	<p>(ii) 特別児童扶養手当証書(施行令13条4項)については、必要性や廃止した場合の支障に関する地方公共団体への調査結果を踏まえつつ、廃止する方向で検討し、<u>令和4年度中に結論を得る。その結果に基づいて令和5年10月までに必要な措置を講ずる。</u></p>	<p>特別児童扶養手当証書を廃止(※)するとの結論を得た。今後、令和5年10月までに省令を改正する予定。</p> <p>※口座振込ができない一部の受給者に対しては、引き続き証書を発行する。</p>

平成26年～令和4年対応方針のフォローアップの状況

② 医療・福祉

No.	事項	関係府省	4年対応方針の内容	現在の対応状況の概要 ※原則、令和5年3月31日現在。 その後、特筆すべき動きがあれば記載
18	調理師免許関係手続に係る「国家資格等情報連携・活用システム（仮称）」の活用（調理師法）	デジタル庁、総務省、厚生労働省	<p>全国通訳案内士、クリーニング師、調理師及び製菓衛生師の免許申請等並びに登録販売者の登録申請等に関する手続については、「デジタル社会の実現に向けた重点計画」（令和4年6月7日閣議決定）に基づき、国家資格等情報連携・活用システムを活用し、オンライン化を可能とする方向で検討し、令和4年度中に結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。</p>	<p>調理師の免許申請等に関する手続については、国家資格等情報連携・活用システムを活用し、オンライン化を可能とする方向で進めるとの結論が得られた。</p> <p>行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律等の一部を改正する法律（令和5年法律第48号）が成立し（公布後1年3月以内施行予定）、今後、政省令等の所要の整備を実施した上で、調理師の免許申請等に関する事務において、マイナンバーの利用が可能となる見込みである。</p> <p>今後、国家資格等情報連携・活用システムを活用したオンライン化に向けてシステム面での調整等を行う。</p>

平成26年～令和4年対応方針のフォローアップの状況

② 医療・福祉

No.	事項	関係府省	4年対応方針の内容	現在の対応状況の概要 ※原則、令和5年3月31日現在。 その後、特筆すべき動きがあれば記載
19	<p>障害支援区分認定調査のオンライン化 （障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律）</p>	厚生労働省	<p>（ii）障害者支援区分の認定等に係る調査（20条2項）については、以下のとおりとする。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・現在、臨時的な取扱いとして可能としている情報通信機器を用いて映像を介する方法による調査（以下この事項において「臨時的オンライン調査」という。）について、今後も当分の間、当該取扱いを継続した上で、臨時的オンライン調査及び調査対象者が遠隔地に居住地又は現在地を有する場合に実施する認定調査に係る質疑応答集を整備するなど、地方公共団体の事務負担を軽減する方策を検討し、令和4年度中に結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。 	<p>認定調査（臨時的オンライン調査を含む）の実態や課題について、地方公共団体にヒアリングを行ったところ（令和5年1～3月）。</p> <p>これらの結果を踏まえ、地方公共団体の実情を更に把握する必要があるため、令和5年度においても臨時的オンライン調査及び調査対象者が遠隔地に居住地又は現在地を有する場合に実施する認定調査に係る質疑応答集等の整備のための調査を行い、その結果を踏まえて検討し、令和5年度中に結論を得ることとした。</p>

平成26年～令和4年対応方針のフォローアップの状況

② 医療・福祉

No.	事項	関係府省	4年対応方針の内容	現在の対応状況の概要 ※原則、令和5年3月31日現在。 その後、特筆すべき動きがあれば記載
20	<p>国民健康保険保険給付費等交付金（国保連合会支払分）の請求事務の見直し （国民健康保険法）</p>	厚生労働省	<p>（vii）国民健康保険保険給付費等交付金（75条の2）の請求事務については、市区町村の負担を軽減する観点から、国民健康保険団体連合会又は社会保険診療報酬支払基金から直接、都道府県に行う方策について検討し、<u>令和4年度中に結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。</u></p>	<p>国民健康保険保険給付費等交付金の請求事務については、地方公共団体等との協議を踏まえ、</p> <ul style="list-style-type: none"> ・毎月、確定額による直接支払をする場合に、市町村から都道府県に対する交付申請を不要とし、国民健康保険団体連合会又は社会保険診療報酬支払基金から直接、都道府県に対し請求を行うことを可能とし、 ・市町村は、事前又は事後に国保連合会等からの請求額の通知と、都道府県からの交付額の金額が一致することを確認する事務を行うという方針を決定し、その旨令和5年8月中に地方公共団体等に通知等を発出予定。

平成26年～令和4年対応方針のフォローアップの状況

② 医療・福祉

No.	事項	関係府省	4年対応方針の内容	現在の対応状況の概要 ※原則、令和5年3月31日現在。 その後、特筆すべき動きがあれば記載
21	社会福祉施設に関する調査の手法、内容及び頻度等の見直し (統計法)	厚生労働省	<p>社会福祉施設に関する調査については、政策を企画立案する上での必要性及び利活用状況を国から地方公共団体等への調査依頼に可能な限り明示する。その上で、介護サービス施設・事業所調査、社会福祉施設等調査及び福祉行政報告例については、地方公共団体等の負担を軽減するため、以下のとおりとする。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・介護サービス施設・事業所調査詳細票については、令和5年調査から、オンラインによる調査等を拡充する。 ・社会福祉施設等調査詳細票においてオンラインによる調査等を拡充することについては、令和6年の当該調査に向けて検討し、<u>令和4年度中に結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。</u> ・福祉行政報告例（報告表第54表及び54の2表）の月報については、地方公共団体の事務負担に配慮しつつ、年度報化に向けて検討し、<u>令和4年度中に結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。</u> 	<p>社会福祉施設に関する調査（介護サービス施設・事業所調査、社会福祉施設等調査及び福祉行政報告例）について、それぞれの調査の必要性や利活用状況を地方公共団体に通知により明示した。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・介護サービス施設・事業所調査詳細票について、令和5年調査から全ての詳細票のオンライン調査を実施する予定。 ・社会福祉施設等調査詳細票について、令和6年調査における全ての調査票にオンラインによる調査等を拡充予定。 ・福祉行政報告例（報告表第54表及び54の2表）の月報について、令和5年度に調査計画の変更を行い、令和6年度調査から年度報に移行予定。

平成26年～令和4年対応方針のフォローアップの状況

② 医療・福祉

No.	事項	関係府省	4年対応方針の内容	現在の対応状況の概要 ※原則、令和5年3月31日現在。 その後、特筆すべき動きがあれば記載
22	<p>地域自殺対策強化 交付金に係る申請 事務の簡素化 (自殺対策基本 法)</p>	厚生労働省	<p>地域自殺対策強化交付金の交付申請 手続等については、地方公共団体の事 務負担の軽減を図る観点から、実施計 画書の様式の見直しなど、事務の簡素 化について検討し、令和4年度中に結 論を得る。その結果に基づいて必要な 措置を講ずる。</p>	<p>「地域自殺対策強化交付金（地域自殺対策強 化事業）の交付について（平成30年5月11日 厚生労働省事務次官通知）」を改正し、計画 書・報告書について、①記載項目の削減、②両 様式の統一、③両様式に複数事業の一括記載を 可能とすることとした。</p> <p>また、提出方法について、印刷郵送を不要と し、電子データでの提出を可能とすることとし た。</p> <p>上記内容について、令和5年度の交付申請書 の作成以降に対応いただくよう、地方公共団体 に依頼予定。</p>

平成26年～令和4年対応方針のフォローアップの状況

② 医療・福祉

No.	事項	関係府省	4年対応方針の内容	現在の対応状況の概要 ※原則、令和5年3月31日現在。 その後、特筆すべき動きがあれば記載
23	<p>無料低額診療事業利用時に診療報酬明細書の特記事項欄等にその旨記載するよう記載要領を改訂すること (国民健康保険法)</p>	厚生労働省	<p>(viii) 無料低額診療事業の利用による一部負担金の減免額等を市区町村が的確に把握する方法については、高額療養費及び高額介護合算療養費の支給に係る市区町村等の負担を軽減する観点から、市区町村等の意見を踏まえて検討し、<u>令和4年度中に結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。</u></p>	<p>市区町村、無料低額診療事業を実施している医療機関等の意見を踏まえ、医療関係者の事務負担も考慮しつつ、無料低額診療事業の提供の有無について、無料低額診療事業を実施している医療機関等のレセプトに記載する方向で対応することとした。</p> <p>医療機関等において、システム改修や新たな事務負担を要する可能性があるため、具体的な実施時期、記載方法については、効率的かつ負担の少ない時期・方法となるよう、関係者と協議しながら決定予定。</p>

平成26年～令和4年対応方針のフォローアップの状況

② 医療・福祉

No.	事項	関係府省	4年対応方針の内容	現在の対応状況の概要 ※原則、令和5年3月31日現在。 その後、特筆すべき動きがあれば記載
24	<p>認定こども園の認可・認定における都道府県知事との事前協議を廃止すること （就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律）</p>	<p>内閣府、 文部科学省、 厚生労働省</p>	<p>幼保連携型認定こども園以外の認定こども園の認定及び幼保連携型認定こども園の認可に係る指定都市及び中核市の長から都道府県知事への事前協議（3条7項及び17条4項）の見直しについては、地方公共団体へのアンケート調査の結果を踏まえ検討し、令和4年度中に結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。</p>	<p>指定都市等における認定こども園の認定又は認可に係る都道府県への事前協議について事前通知に変更するための「就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律」（以下「認定こども園法」という。）の改正を含む「地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律案」（令和5年3月3日閣議決定）を第211回通常国会に提出した。 同法案が同年6月13日に可決・成立したことを受け、認定こども園法の改正に関する規定を交付日から起算して3月経過した日から施行する。</p>

平成26年～令和4年対応方針のフォローアップの状況

② 医療・福祉

No.	事項	関係府省	4年対応方針の内容	現在の対応状況の概要 ※原則、令和5年3月31日現在。 その後、特筆すべき動きがあれば記載
25	<p>認定こども園施設整備交付金を間接補助から直接補助に変更すること (認定こども園施設整備交付金)</p>	<p>文部科学省</p>	<p>認定こども園施設整備交付金については、保育所等整備交付金と一本化することを前提に、国から市区町村に当該交付金を直接交付することについて地方公共団体の意見を踏まえつつ検討し、<u>令和4年度中に結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。</u></p>	<p>認定こども園施設整備交付金と保育所等整備交付金の両交付金を一本化し、国から市区町村への直接補助とする結論を得た。令和5年度早期に交付要綱を発出する予定。</p>

平成26年～令和4年対応方針のフォローアップの状況

② 医療・福祉

No.	事項	関係府省	4年対応方針の内容	現在の対応状況の概要 ※原則、令和5年3月31日現在。 その後、特筆すべき動きがあれば記載
26	<p>国民健康保険療養給付費等負担金・普通調整交付金の交付申請額算定事務の簡素化 (国民健康保険法)</p>	厚生労働省	<p>(vi) 国民健康保険療養給付費等負担金(70条)・普通調整交付金(72条)の交付申請額算定事務については、地方公共団体の事務負担を軽減するため、以下のとおりとする。</p> <ul style="list-style-type: none"> 国民健康保険療養給付費等負担金及び普通調整交付金の算定基礎となる数値のうち、償還払いの金額や地方単独事業分の数値等を市区町村システム内で計算処理をし、当該データを報告用システムと連携可能とすることについては、市区町村の意見も踏まえつつ、国民健康保険システム標準化検討会において令和4年度中に検討し、その結果に基づいて必要な措置を講ずる。 療養給付費等負担金の実績報告書については、提出期限の延長を検討し、令和4年度中に結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。 	<p>・国民健康保険療養給付費負担金及び普通調整交付金(以下「負担金等」と言う)の算定基礎となる数値のうち、地方単独事業の数値に関する機能については、市区町村の意見を踏まえつつ、国民健康保険システム標準化検討会において検討を行い、診療報酬改定DX(事務局：内閣官房)の過程で令和6年度までに作成に向けて検討が進められている、「地単公費マスタ(※)」について、市区町村システムへ流用する方向で結論を得た。 ※地方単独事業に関する数値をシステム上処理をする上で必要な基礎情報</p> <p>なお、市区町村システム内で、負担金等を算出する上で必要な償還払いの金額と地方単独事業分の数値等を計算処理する機能、市区町村システムと報告用システムとの連携に係る具体的な機能については、上記検討を踏まえ、引き続き実装に向けて検討を行う。</p> <p>・療養給付費等負担金の実績報告書の提出期限について、令和5年度以降も令和4年度と同様に延長後の日付(8月15日)となるよう交付要綱を改正し、この旨地方公共団体に通知した。</p>

平成26年～令和4年対応方針のフォローアップの状況

② 医療・福祉

No.	事項	関係府省	4年対応方針の内容	現在の対応状況の概要 ※原則、令和5年3月31日現在。 その後、特筆すべき動きがあれば記載
27	<p>DV防止法に基づく「都道府県基本計画」を「都道府県男女共同参画計画」と一体的に策定可能であることの明確化 (困難な問題を抱える女性への支援に関する法律)</p>	厚生労働省	<p>都道府県における困難な問題を抱える女性への支援のための施策の実施に関する基本的な計画(8条1項)及び市町村における困難な問題を抱える女性への支援のための施策の実施に関する基本的な計画(同条3項)については、政策的に関連の深い他の計画等と一体のものとして策定することを可能とする方向で検討し、<u>令和4年度中に結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。</u></p>	<p>困難な問題を抱える女性への支援のための施策の実施に関する基本的な計画については、政策的に関連の深い他の計画(配偶者暴力防止法に規定する都道府県若しくは市町村基本計画又は男女共同参画社会基本法に規定する都道府県若しくは市町村男女共同参画計画等)と一体のものとして策定することができることとし、その旨を「困難な問題を抱える女性への支援のための施策に関する基本的な方針」(厚生労働省告示第111号)で示した。(令和6年4月適用) (なお、「事項」欄に記載の提案については、内閣府において令和2年度において既に対応済み。)</p>

平成26年～令和4年対応方針のフォローアップの状況

③ 雇用・労働

No.	事項	関係府省	4年対応方針の内容	現在の対応状況の概要 ※原則、令和5年3月31日現在。 その後、特筆すべき動きがあれば記載
28	会計年度任用職員に勤勉手当が支給できる制度の確立 (地方自治法)	総務省	(i) 会計年度任用職員(地方公務員法(昭25法261)22条の2)に係る手当(203条の2第4項及び204条2項)については、勤勉手当の支給について検討を行い、 <u>令和4年度中に結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。</u>	勤勉手当の支給を可能とすることを含む地方自治法の一部を改正する法律が令和5年5月8日に公布された。また、会計年度任用職員に対する勤勉手当の支給について、地方公共団体に通知した(令和5年6月9日付け総務省自治行政局公務員部長通知)。

平成26年～令和4年対応方針のフォローアップの状況

④ 教育・文化

No.	事項	関係府省	4年対応方針の内容	現在の対応状況の概要 ※原則、令和5年3月31日現在。 その後、特筆すべき動きがあれば記載
29	<p>職業実践専門課程として認定する専修学校の専門課程の推薦の手続きの見直し （専修学校の専門課程における職業実践専門課程の認定に関する規程）</p>	文部科学省	<p>職業実践専門課程（2条）として認定する専修学校の専門課程に係る都道府県知事等の推薦手続については、推薦時における認定要件等に係る質問や不明点等の問合せは都道府県等を経由せずに文部科学省において直接対応するなど、都道府県等の事務負担を軽減する方策を検討し、<u>令和4年度中に結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。</u></p>	<p>学校からの認定要件等に係る質問や不明点等の問合せは、都道府県等を経由せずに文部科学省において直接対応することとし、その旨事務連絡で令和5年8月に学校等に周知予定。</p>

平成26年～令和4年対応方針のフォローアップの状況

④ 教育・文化

No.	事項	関係府省	4年対応方針の内容	現在の対応状況の概要 ※原則、令和5年3月31日現在。 その後、特筆すべき動きがあれば記載
30	<p>キャリア形成促進プログラムとして認定する専修学校の専門課程の推薦の手続きの見直し (専修学校におけるキャリア形成促進プログラムの認定に関する規程)</p>	<p>文部科学省</p>	<p>キャリア形成促進プログラム(2条)として認定する専修学校の専門課程又は特別の課程に係る都道府県知事等の推薦手続については、推薦時における認定要件等に係る質問や不明点等の問合せは都道府県等を経由せずに文部科学省において直接対応するなど、都道府県等の事務負担を軽減する方策を検討し、<u>令和4年度中に結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。</u></p>	<p>学校からの認定要件等に係る質問や不明点等の問合せについては、都道府県等を経由せずに文部科学省において直接対応することとし、その旨事務連絡で令和5年8月に学校等に周知予定。</p>

平成26年～令和4年対応方針のフォローアップの状況

④ 教育・文化

No.	事項	関係府省	4年対応方針の内容	現在の対応状況の概要 ※原則、令和5年3月31日現在。 その後、特筆すべき動きがあれば記載
31	<p>教科書採択期限から需要数報告期限までの適切な事務処理期間の確保 (教科書の発行に関する臨時措置法)</p>	文部科学省	<p>地方公共団体が行う教科書の採択・需要数報告に係る事務については、当該事務の効率化など地方公共団体の事務負担を軽減する方策を検討し、<u>令和4年度中に結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。</u></p>	<p>地方公共団体が行う教科書の採択・需要数報告に係る事務の効率化など地方公共団体の事務負担を軽減する方策について、毎年度発出する採択公正確保・事務処理や著作編修関係者名簿に係る通知の内容を集約化・体系化した上で迅速に発出するとともに、令和5年4月1日に採択及び需要数報告に係る事務処理に必要な情報をまとめたポータルサイトを新設した。</p> <p>なお、上記に加えて、地方公共団体の一層の事務負担の軽減に資するよう、本年度に現行の教科書事務執行管理システムの改修に向けた仕様の検討を行うなど取組を進めていく予定。</p>

平成26年～令和4年対応方針のフォローアップの状況

④ 教育・文化

No.	事項	関係府省	4年対応方針の内容	現在の対応状況の概要 ※原則、令和5年3月31日現在。 その後、特筆すべき動きがあれば記載
32	<p>国の交付金交付に係る施設整備計画作成の省略化 (義務教育諸学校等の施設費の国庫負担等に関する法律)</p>	文部科学省	<p>学校施設環境改善交付金（以下この事項において「交付金」という。）については、地方公共団体の事務負担の軽減の観点から、以下のとおりとする。 ・建築計画については、需要調査という目的に照らし、調査項目を見直すなど、地方公共団体の事務負担を軽減する方策を検討し、<u>令和4年度中に結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。</u></p>	<p>建築計画について、令和5年度に実施する調査（令和5年5月）において調査項目の見直し及び名称変更をすることとし、この旨地方公共団体に周知済み（令和5年5月11日付け文部科学省大臣官房文教施設企画・防災部施設助成課予算総括係事務連絡）。</p>

平成26年～令和4年対応方針のフォローアップの状況

⑤ 環境・衛生

No.	事項	関係府省	4年対応方針の内容	現在の対応状況の概要 ※原則、令和5年3月31日現在。 その後、特筆すべき動きがあれば記載
33	製菓衛生師免許関係手続に係る「国家資格等情報連携・活用システム（仮称）」の活用（製菓衛生師法）	デジタル庁、総務省、厚生労働省	全国通訳案内士、クリーニング師、調理師及び製菓衛生師の免許申請等並びに登録販売者の登録申請等に関する手続については、「デジタル社会の実現に向けた重点計画」（令和4年6月7日閣議決定）に基づき、国家資格等情報連携・活用システムを活用し、オンライン化を可能とする方向で検討し、 <u>令和4年度中に結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。</u>	<p>製菓衛生師の免許申請等に関する手続については、国家資格等情報連携・活用システムを活用し、オンライン化を可能とする方向で進めるとの結論が得られた。</p> <p>行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律等の一部を改正する法律（令和5年法律第48号）が成立し（公布後1年3月以内施行予定）、今後、政省令等の所要の整備を実施した上で、製菓衛生師の免許申請等に関する事務において、マイナンバーの利用が可能となる見込みである。</p> <p>今後、国家資格等情報連携・活用システムを活用したオンライン化に向けてシステム面での調整等を行う。</p>

平成26年～令和4年対応方針のフォローアップの状況

⑤ 環境・衛生

No.	事項	関係府省	4年対応方針の内容	現在の対応状況の概要 ※原則、令和5年3月31日現在。 その後、特筆すべき動きがあれば記載
34	<p>クリーニング師免許関係手続に係る「国家資格等情報連携・活用システム（仮称）」の活用（クリーニング業法）</p>	<p>デジタル庁、総務省、厚生労働省</p>	<p>全国通訳案内士、クリーニング師、調理師及び製菓衛生師の免許申請等並びに登録販売者の登録申請等に関する手続については、「デジタル社会の実現に向けた重点計画」（令和4年6月7日閣議決定）に基づき、国家資格等情報連携・活用システムを活用し、オンライン化を可能とする方向で検討し、<u>令和4年度中に結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。</u></p>	<p>クリーニング師の免許申請等に関する手続については、国家資格等情報連携・活用システムを活用し、オンライン化を可能とする方向で進めるとの結論が得られた。</p> <p>行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律等の一部を改正する法律（令和5年法律第48号）が成立し（公布後1年3月以内施行予定）、今後、政省令等の所要の整備を実施した上で、クリーニング師の免許申請等に関する事務において、マイナンバーの利用が可能となる見込みである。</p> <p>今後、国家資格等情報連携・活用システムを活用したオンライン化に向けてシステム面での調整等を行う。</p>

平成26年～令和4年対応方針のフォローアップの状況

⑤ 環境・衛生

No.	事項	関係府省	4年対応方針の内容	現在の対応状況の概要 ※原則、令和5年3月31日現在。 その後、特筆すべき動きがあれば記載
35	登録販売者登録関係手続に係る「国家資格等情報連携・活用システム（仮称）」の活用（医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律）	デジタル庁、総務省、厚生労働省	全国通訳案内士、クリーニング師、調理師及び製菓衛生師の免許申請等並びに登録販売者の登録申請等に関する手続については、「デジタル社会の実現に向けた重点計画」（令和4年6月7日閣議決定）に基づき、国家資格等情報連携・活用システムを活用し、オンライン化を可能とする方向で検討し、 <u>令和4年度中に結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。</u>	<p>登録販売者の登録申請等に関する手続については、国家資格等情報連携・活用システムを活用し、オンライン化を可能とする方向で進めるとの結論が得られた。</p> <p>行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律等の一部を改正する法律（令和5年法律第48号）が成立し（公布後1年3月以内施行予定）、今後、政省令等の所要の整備を実施した上で、登録販売者の登録申請等に関する事務において、マイナンバーの利用が可能となる見込みである。</p> <p>今後、国家資格等情報連携・活用システムを活用したオンライン化に向けてシステム面での調整等を行う。</p>

平成26年～令和4年対応方針のフォローアップの状況

⑤ 環境・衛生

No.	事項	関係府省	4年対応方針の内容	現在の対応状況の概要 ※原則、令和5年3月31日現在。 その後、特筆すべき動きがあれば記載
36	<p>循環型社会形成推進地域計画における記載事項の簡素化 (循環型社会形成推進交付金)</p>	環境省	<p>市町村等が循環型社会形成推進交付金等の交付申請を行うために作成を要する循環型社会形成推進地域計画については、市町村等の事務負担を軽減するため、「循環型社会形成推進地域計画作成マニュアル」(平17環境省大臣官房廃棄物・リサイクル対策部)の記載内容の簡素化等について検討し、<u>令和4年度中に結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。</u></p>	<p>複数の自治体に対してマニュアル改訂に関するアンケート調査を実施し、マニュアルの簡素化等に資するための改訂項目について整理を行い、マニュアルの記載内容を簡素化するという結論を得た。得られた結果に基づき、令和5年8月末までにマニュアルの改訂を行う予定。</p>

平成26年～令和4年対応方針のフォローアップの状況

⑥ 産業振興

No.	事項	関係府省	4年対応方針の内容	現在の対応状況の概要 ※原則、令和5年3月31日現在。 その後、特筆すべき動きがあれば記載
37	<p>事業協同組合等の設立認可等に関する事務の都道府県への権限移譲 (中小企業等協同組合法、中小企業団体の組織に関する法律)</p>	警察庁	<p>事業協同組合等に係る認可等の事務・権限（二以上の都道府県の区域にわたる事業協同組合等であって、内閣総理大臣の所管に属するもののうち国家公安委員会の所管に係るものに関する事務・権限に限る。）については、都道府県に移譲する方向で、移譲後も実効性のある監督体制が整備できるか確認しつつ、関係する都道府県が連携する仕組みを整備すること等について検討し、<u>令和4年度中に結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。</u></p>	<p>令和4年11月に、全ての都道府県に対して権限移譲に関するアンケート調査を実施。その回答を基に検討を重ねた結果、事業協同組合等に係る認可等の事務及び権限を都道府県に移譲するとの結論を得た。 今後は、引き続き権限の移譲時期について検討を重ねるとともに、必要となる政令改正に向けた準備と関係各所との調整を行っていく。</p>

平成26年～令和4年対応方針のフォローアップの状況

⑥ 産業振興

No.	事項	関係府省	4年対応方針の内容	現在の対応状況の概要 ※原則、令和5年3月31日現在。 その後、特筆すべき動きがあれば記載
38	<p>事業協同組合等の設立認可等に関する事務の都道府県への権限移譲 (中小企業等協同組合法、中小企業団体の組織に関する法律)</p>	金融庁	<p>中小企業等協同組合法に基づく事業協同組合等に係る認可等の事務・権限(二以上の都道府県の区域にわたる事業協同組合等に係る事務・権限であって、内閣総理大臣から金融庁長官に委任されるもののうち財務局長又は財務支局長に委任される事務・権限に限る。)及び中小企業団体の組織に関する法律に基づく協業組合等に係る認可等の事務・権限(二以上の都道府県の区域にわたる協業組合等のうち金融庁長官の所管に属するものに係る内閣総理大臣の事務・権限に限る。)については、都道府県に移譲する方向で、移譲後も実効性のある監督体制が整備できるか確認しつつ、関係する都道府県が連携する仕組みを整備すること等について検討し、<u>令和4年度中に結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。</u></p>	<p>令和4年11月に、全ての都道府県に対して権限移譲に関するアンケート調査を実施。その回答を基に検討を重ねた結果、事業協同組合等に係る認可等の事務及び権限を都道府県に移譲するとの結論を得た。 今後は、引き続き権限の移譲時期について検討を重ねるとともに、必要となる政令改正に向けた準備と関係各所との調整を行っていく。</p>

平成26年～令和4年対応方針のフォローアップの状況

⑥ 産業振興

No.	事項	関係府省	4年対応方針の内容	現在の対応状況の概要 ※原則、令和5年3月31日現在。 その後、特筆すべき動きがあれば記載
39	<p>事業協同組合等の設立認可等に関する事務の都道府県への権限移譲 (中小企業等協同組合法、中小企業団体の組織に関する法律)</p>	総務省	<p>事業協同組合等に係る認可等の事務・権限（二以上の都道府県の区域にわたる事業協同組合等であって総務省の所管に係るものに関する事務・権限に限る。）については、都道府県に移譲する方向で、移譲後も実効性のある監督体制が整備できるか確認しつつ、関係する都道府県が連携する仕組みを整備すること等について検討し、<u>令和4年度中に結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。</u></p>	<p>令和4年11月に、全ての都道府県に対して権限移譲に関するアンケート調査を実施。その回答を基に検討を重ねた結果、事業協同組合等に係る認可等の事務及び権限を都道府県に移譲するとの結論を得た。 今後は、引き続き権限の移譲時期について検討を重ねるとともに、必要となる政令改正に向けた準備と関係各所との調整を行っていく。</p>

平成26年～令和4年対応方針のフォローアップの状況

⑥ 産業振興

No.	事項	関係府省	4年対応方針の内容	現在の対応状況の概要 ※原則、令和5年3月31日現在。 その後、特筆すべき動きがあれば記載
40	<p>事業協同組合等の設立認可等に関する事務の都道府県への権限移譲 (中小企業等協同組合法、中小企業団体の組織に関する法律)</p>	法務省	<p>事業協同組合等に係る認可等の事務・権限（二以上の都道府県の区域にわたる事業協同組合等であって法務省の所管に係るものに関する事務・権限に限る。）については、都道府県に移譲する方向で、移譲後も実効性のある監督体制が整備できるか確認しつつ、関係する都道府県が連携する仕組みを整備すること等について検討し、<u>令和4年度中に結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。</u></p>	<p>令和4年11月に、全ての都道府県に対して権限移譲に関するアンケート調査を実施。その回答を基に検討を重ねた結果、事業協同組合等に係る認可等の事務及び権限を都道府県に移譲するとの結論を得た。 今後は、引き続き権限の移譲時期について検討を重ねるとともに、必要となる政令改正に向けた準備と関係各所との調整を行っていく。</p>

平成26年～令和4年対応方針のフォローアップの状況

⑥ 産業振興

No.	事項	関係府省	4年対応方針の内容	現在の対応状況の概要 ※原則、令和5年3月31日現在。 その後、特筆すべき動きがあれば記載
41	<p>事業協同組合等の設立認可等に関する事務の都道府県への権限移譲 (中小企業等協同組合法、中小企業団体の組織に関する法律)</p>	文部科学省	<p>事業協同組合等に係る認可等の事務・権限（二以上の都道府県の区域にわたる事業協同組合等であって文部科学省の所管に係るものに関する事務・権限に限る。）については、都道府県に移譲する方向で、移譲後も実効性のある監督体制が整備できるか確認しつつ、関係する都道府県が連携する仕組みを整備すること等について検討し、<u>令和4年度中に結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。</u></p>	<p>令和4年11月に、全ての都道府県に対して権限移譲に関するアンケート調査を実施。その回答を基に検討を重ねた結果、事業協同組合等に係る認可等の事務及び権限を都道府県に移譲するとの結論を得た。 今後は、引き続き権限の移譲時期について検討を重ねるとともに、必要となる政令改正に向けた準備と関係各所との調整を行っていく。</p>

平成26年～令和4年対応方針のフォローアップの状況

⑥ 産業振興

No.	事項	関係府省	4年対応方針の内容	現在の対応状況の概要 ※原則、令和5年3月31日現在。 その後、特筆すべき動きがあれば記載
42	<p>事業協同組合等の設立認可等に関する事務の都道府県への権限移譲 (中小企業等協同組合法、中小企業団体の組織に関する法律)</p>	厚生労働省	<p>事業協同組合等に係る認可等の事務・権限(二以上の都道府県の区域にわたる事業協同組合等であって、厚生労働省が所管する職業紹介事業、労働者供給事業及び労働者派遣事業に関する事務・権限に限る。)については、都道府県に移譲する方向で、移譲後も実効性のある監督体制が整備できるか確認しつつ、関係する都道府県が連携する仕組みを整備すること等について検討し、<u>令和4年度中に結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。</u></p>	<p>令和4年11月に、全ての都道府県に対して権限移譲に関するアンケート調査を実施。その回答を基に検討を重ねた結果、事業協同組合等に係る認可等の事務及び権限を都道府県に移譲するとの結論を得た。 今後は、引き続き権限の移譲時期について検討を重ねるとともに、必要となる政令改正に向けた準備と関係各所との調整を行っていく。</p>

平成26年～令和4年対応方針のフォローアップの状況

⑥ 産業振興

No.	事項	関係府省	4年対応方針の内容	現在の対応状況の概要 ※原則、令和5年3月31日現在。 その後、特筆すべき動きがあれば記載
43	<p>事業協同組合等の設立認可等に関する事務の都道府県への権限移譲 (中小企業等協同組合法、中小企業団体の組織に関する法律)</p>	環境省	<p>中小企業等協同組合法に基づく事業協同組合等に係る認可等の事務・権限（二以上の都道府県の区域にわたる事業協同組合等であって地方環境事務所の所管に係るものに関する事務・権限に限る。）及び中小企業団体の組織に関する法律に基づく協業組合等に係る認可等の事務・権限（二以上の都道府県の区域にわたる協業組合等であって環境省の所管に係るものに関する事務・権限に限る。）については、都道府県に移譲する方向で、移譲後も実効性のある監督体制が整備できるか確認しつつ、関係する都道府県が連携する仕組みを整備すること等について検討し、<u>令和4年度中に結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。</u></p>	<p>令和4年11月に、全ての都道府県に対して権限移譲に関するアンケート調査を実施。その回答を基に検討を重ねた結果、事業協同組合等に係る認可等の事務及び権限を都道府県に移譲するとの結論を得た。 今後は、引き続き権限の移譲時期について検討を重ねるとともに、必要となる政令改正に向けた準備と関係各所との調整を行っていく。</p>

平成26年～令和4年対応方針のフォローアップの状況

⑦ 消防・防災・安全

No.	事項	関係府省	4年対応方針の内容	現在の対応状況の概要 ※原則、令和5年3月31日現在。 その後、特筆すべき動きがあれば記載
44	<p>石油貯蔵施設立地対策等交付金に係る交付決定の早期化及び交付対象事業間における流用の容認 (石油貯蔵施設立地対策等交付金)</p>	経済産業省	<p>石油貯蔵施設立地対策等交付金については、以下のとおりとする。</p> <ul style="list-style-type: none"> 石油貯蔵施設立地対策等交付金交付規則（昭53通商産業省告示434）に定める交付申請期間については、年度当初からの事業着手が可能となるよう、申請等のスケジュールの前倒しについて検討し、<u>令和4年度中に結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。</u> 	<p>交付申請期間について、年度当初からの事業着手が可能となるよう、上期：4月1日～5月31日、下期：10月1日～10月31日に変更することとした。 (石油貯蔵施設立地対策等交付金交付規則等の一部を改正する告示（経済産業省告示第30号）)</p>

平成26年～令和4年対応方針のフォローアップの状況

⑦ 消防・防災・安全

No.	事項	関係府省	4年対応方針の内容	現在の対応状況の概要 ※原則、令和5年3月31日現在。 その後、特筆すべき動きがあれば記載
45	石油貯蔵施設立地対策等交付金申請に係る都道府県經由事務の見直し （石油貯蔵施設立地対策等交付金）	経済産業省	石油貯蔵施設立地対策等交付金については、以下のとおりとする。 ・交付申請については、地方公共団体の事務負担を軽減する方策を検討し、 <u>令和4年度中に結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。</u>	交付申請書類について、地方公共団体の事務負担軽減のため、電子メール等による電子ファイルでの提出のみでも申請可能とすることとした。 （「石油貯蔵施設立地対策等交付金等の制度改正及び運用変更について」（令和5年3月23日付け事務連絡））

平成26年～令和4年対応方針のフォローアップの状況

⑧ 土木・建築

No.	事項	関係府省	4年対応方針の内容	現在の対応状況の概要 ※原則、令和5年3月31日現在。 その後、特筆すべき動きがあれば記載
46	建築基準適合判定資格者検定の受検資格の見直し (建築基準法)	国土交通省	<p>(v) 建築基準適合判定資格者検定(5条)の受検資格(同条3項)については、特定行政庁における建築確認関係事務の執行体制の確保や建築主事の負担軽減に資するよう、以下のとおりとする。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・二級建築士等による受検を可能とするとともに、当該受検者を対象とする検定に合格した建築主事及び確認検査員については、小規模な建築物等に限って建築確認関係事務を行うことを可能とする方向で検討し、<u>令和4年度中を目途に結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。</u> 	<p>建築基準適合判定資格者検定について、二級建築士試験合格者による受検を可能とし、当該受検者を対象とした検定に合格した者は、建築副主事等として小規模な建築物等に関り、建築確認事務を行うことを可能とするため、建築基準法を改正することとし、当該改正を含む「地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律案」(令和5年3月3日閣議決定)を第211回国会に提出した。</p> <p>今後、法案の審議状況を踏まえつつ、必要な措置を講ずる。</p>

平成26年～令和4年対応方針のフォローアップの状況

⑧ 土木・建築

No.	事項	関係府省	4年対応方針の内容	現在の対応状況の概要 ※原則、令和5年3月31日現在。 その後、特筆すべき動きがあれば記載
47	生活保護受給者の住宅扶助の代理納付について住宅部局への通知を新たに規定すること (生活保護法)	厚生労働省、国土交通省	住宅扶助の代理納付を開始又は終了する際の生活保護部局と住宅部局間の情報連携については、地方公共団体に対する事務の実態等に関するヒアリングの結果を踏まえ、両部局間において適切に行う旨と併せて参考となる事例を通知することを検討し、 <u>令和4年度中に結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。</u>	地方公共団体に対して、住宅扶助の代理納付に関する事務の実態等に関するヒアリングを実施し、収集した生活保護部局と住宅部局との情報連携に関する参考事例及び両部局間において情報連携を適切に行う旨を、生活保護部局に対しては厚生労働省から令和5年3月30日付けで事務連絡を發出し、住宅部局に対しては国土交通省から令和5年3月31日付けで事務連絡を發出し、周知した。

平成26年～令和4年対応方針のフォローアップの状況

⑧ 土木・建築

No.	事項	関係府省	4年対応方針の内容	現在の対応状況の概要 ※原則、令和5年3月31日現在。 その後、特筆すべき動きがあれば記載
48	港湾計画改訂に伴う技術的支援 (港湾法)	国土交通省	<p>港湾計画（3条の3）については、船舶の大型化などの関連データや社会動向分析、貨物量推計に関する最新の知見等のデジタル技術も活用した提供など、当該計画の変更における港湾管理者の負担軽減に資する技術的支援の在り方について検討し、<u>令和4年度中に結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。</u></p>	<p>港湾計画（3条の3）の変更における港湾管理者の負担軽減に資する技術的支援の在り方について、地方整備局等に通知した。 （「港湾計画策定業務に係る港湾管理者への技術的支援について」（令和5年3月17日付け国土交通省港湾局計画課長通知））</p>

平成26年～令和4年対応方針のフォローアップの状況

⑨ その他

No.	事項	関係府省	4年対応方針の内容	現在の対応状況の概要 ※原則、令和5年3月31日現在。 その後、特筆すべき動きがあれば記載
49	<p>総合保養地域整備基本構想に関する主務大臣協議の廃止等 (総合保養地域整備法)</p>	<p>総務省、農林水産省、経済産業省、国土交通省</p>	<p>総合保養地域整備法に基づく基本構想(5条1項)を廃止する場合の手続については、道府県の事務負担を軽減するため、主務大臣への協議を廃止し届出とすることについて検討し、<u>令和4年度中に結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。</u></p>	<p>総合保養地域整備法に基づく基本構想を廃止する場合の手続について、主務大臣協議を不要とし、届出とすることとした。 (「総合保養地域整備法に基づく基本構想を廃止する場合の手続きについて」(令和5年3月23日付け国土交通省国土政策局地方振興課事務連絡))</p>

平成26年～令和4年対応方針のフォローアップの状況

⑨ その他

No.	事項	関係府省	4年対応方針の内容	現在の対応状況の概要 ※原則、令和5年3月31日現在。 その後、特筆すべき動きがあれば記載
50	<p>マイナンバーカード更新時にカードの郵送受取を可能とすること (行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律)</p>	総務省	<p>(iii) 個人番号カードの交付手続については、交付申請者が住所地の市町村(特別区を含む。以下この事項において同じ。)以外の市町村を経由して交付申請書を提出できる場合の拡大について検討し、<u>令和4年度中に結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。</u></p>	<p>健康保険証を活用する現場である医療機関等において、マイナンバーカードの出張申請受付を行う場合に、交付申請者が住所地の市町村以外の市町村を経由して交付申請書を提出できることとするとの結論を得た。 今後、詳細について検討の上、必要な措置を行う予定。</p>

平成26年～令和4年対応方針のフォローアップの状況

⑨ その他

No.	事項	関係府省	4年対応方針の内容	現在の対応状況の概要 ※原則、令和5年3月31日現在。 その後、特筆すべき動きがあれば記載
51	<p>マイナンバーカード交付事務において、委託事業者による本人確認を可能とすること （行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律）</p>	総務省	<p>（iii）個人番号カードの交付手続については、交付申請者が住所地の市町村（特別区を含む。以下この事項において同じ。）以外の市町村を経由して交付申請書を提出できる場合の拡大について検討し、<u>令和4年度中に結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。</u></p>	<p>健康保険証を活用する現場である医療機関等において、マイナンバーカードの出張申請受付を行う場合に、交付申請者が住所地の市町村以外の市町村を経由して交付申請書を提出できることとするとの結論を得た。 今後、詳細について検討の上、必要な措置を行う予定。</p>

平成26年～令和4年対応方針のフォローアップの状況

⑨ その他

No.	事項	関係府省	4年対応方針の内容	現在の対応状況の概要 ※原則、令和5年3月31日現在。 その後、特筆すべき動きがあれば記載
52	<p>全国通訳案内士登録関係手続に係る「国家資格等情報連携・活用システム（仮称）」の活用 （通訳案内士法）</p>	<p>デジタル庁、総務省、国土交通省</p>	<p>全国通訳案内士、クリーニング師、調理師及び製菓衛生師の免許申請等並びに登録販売者の登録申請等に関する手続については、「デジタル社会の実現に向けた重点計画」（令和4年6月7日閣議決定）に基づき、国家資格等情報連携・活用システムを活用し、オンライン化を可能とする方向で検討し、<u>令和4年度中に結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。</u></p>	<p>全国通訳案内士の免許申請等に関する手続については、国家資格等情報連携・活用システムを活用し、オンライン化を可能とする方向で進めるとの結論が得られた。</p> <p>行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律等の一部を改正する法律（令和5年法律第48号）が成立し（公布後1年3月以内施行予定）、今後、政省令等の所要の整備を実施した上で、全国通訳案内士の免許申請等に関する事務において、マイナンバーの利用が可能となる見込みである。</p> <p>今後、国家資格等情報連携・活用システムを活用したオンライン化に向けてシステム面での調整等を行う。</p>

平成26年～令和4年対応方針のフォローアップの状況

⑨ その他

No.	事項	関係府省	4年対応方針の内容	現在の対応状況の概要 ※原則、令和5年3月31日現在。 その後、特筆すべき動きがあれば記載
53	地方創生推進交付金事業実施計画の軽微な変更に係る報告事務の廃止 (地域再生法)	内閣府	(ii) 地方創生推進交付金の申請に係る実施計画の軽微変更報告については、地方公共団体の負担軽減を図る観点から、報告基準や事務手続等を見直す方向で検討し、 <u>令和4年度中に結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。</u>	<p>地方創生推進交付金の申請に係る実施計画の軽微変更報告について、令和5年度事業から下記3点を適用することを、地方公共団体に通知した。</p> <p>①都道府県経由で報告事務を行っていた市区町村事業について、市区町村から国への直接報告を可能とすること</p> <p>②事業着手前に報告の完了を求めていたことについて、交付金対象事業の目的等に関係ない実施計画の軽微変更であれば、事業着手後の報告でも可能とすること</p> <p>③当該年度事業費の2割以内の減額のみの場合には、「報告が必ずしも必要ではない」としていたことについて、「報告を不要とする」こと</p> <p>(「令和5年度デジタル田園都市国家構想交付金(地方創生推進タイプ(先駆型、横展開型、Society5.0型))の事業期間中における実施計画の変更について」令和5年4月27日付け内閣府地方創生推進事務局通知)</p>

平成26年～令和4年対応方針のフォローアップの状況

⑨ その他

No.	事項	関係府省	4年対応方針の内容	現在の対応状況の概要 ※原則、令和5年3月31日現在。 その後、特筆すべき動きがあれば記載
54	市町村結婚新生活支援事業補助金の申請手続におけるマイナンバー情報連携の対象情報の拡大 (結婚新生活支援事業)	内閣府、デジタル庁、総務省	<p>結婚新生活支援事業における補助金の交付の申請の手続については、申請者の負担軽減に資する取組事例を収集し、地方公共団体に令和4年度中に情報提供する。</p> <p>また、当該補助金の交付の申請の手続のうち申請者の所得の確認方法については、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平25法27）19条9号に基づく情報連携の在り方を含め、申請者及び地方公共団体の負担の軽減に資するよう、地方公共団体の意向も踏まえつつ方策を検討し、<u>令和4年度中に結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。</u></p>	<p>・令和4年9月～10月にかけて事業を実施する全自治体に対し、申請者の負担軽減に資する取組事例について調査を実施。集計結果について、令和4年11月に地方公共団体に情報提供を行った。</p> <p>・「第7回マイナンバー制度及び国と地方のデジタル基盤抜本改善ワーキンググループ」において、「今後、地方公共団体の独自利用事務がマイナンバー法別表に掲げる事務に準じることが必ずしも明確でない場合においても、行政運営の効率化及び国民の利便性向上を目的とし、個人情報保護委員会が認める場合であれば、情報連携を行うことができるよう」にするという結論を得た。得られた結論に基づき、必要な措置について引き続き検討中。</p>

平成26年～令和4年対応方針のフォローアップの状況

⑨ その他

No.	事項	関係府省	4年対応方針の内容	現在の対応状況の概要 ※原則、令和5年3月31日現在。 その後、特筆すべき動きがあれば記載
55	戸籍法施行規則に規定されている戸籍届書の記載事項からの世帯主の氏名の削除又は戸籍の届出を受付した市町村及び本籍地市町村における戸籍届書記載の世帯主氏名を確認する事務処理の削減（戸籍法）	総務省、法務省	(iii) 婚姻、離婚及び死亡の届書における世帯主の氏名の記載（施行規則56条6号、57条1項8号及び58条7号）については、削除することを検討し、 <u>令和4年度中に結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。</u>	<p>「世帯主の氏名」を削除することについて、市区町村に対しヒアリングを行ったところ、現状において、世帯主の氏名の記載を求めることを前提に運用を行っている市区町村が相当数存在していることが確認された。</p> <p>上記情報の主要な利用目的としては、住民基本台帳法第9条第2項の通知（以下、「9条2項通知」という。）が挙げられるところ、デジタル手続法の10号施行日以降、9条2項通知が電子化され、自動送信される予定であり、職員が世帯主の氏名等を確認して9条2項通知の送付の判断を行うという現在の運用が変更されることから、9条2項通知の電子化後の運用状況を注視しつつ、戸籍法施行規則改正を行うことが市町村の混乱を最小限に抑える観点から最適であると判断した。</p> <p>デジタル手続法の10号施行日以降（令和6年度中を目途）に、戸籍法施行規則を改正し、婚姻、離婚及び死亡の届書における世帯主の氏名の記載（施行規則56条6号、57条1項8号及び58条7号）を削除する。</p>

平成26年～令和4年対応方針のフォローアップの状況

⑨ その他

No.	事項	関係府省	4年対応方針の内容	現在の対応状況の概要 ※原則、令和5年3月31日現在。 その後、特筆すべき動きがあれば記載
56	<p>豪雪地帯安全確保緊急対策交付金事業の実施に必要とされている豪雪地帯安全確保事業計画の作成を不要とする見直し (豪雪地帯対策特別措置法)</p>	国土交通省	<p>「豪雪地帯安全確保緊急対策交付金事業実施要綱」(令3国土交通省)において、道府県が主体となり作成し国土交通省に提出することとされている豪雪地帯安全確保事業計画については、市町村が直接、国土交通省に提出することも可能とする方向で検討し、<u>令和4年度中に結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。</u></p>	<p>豪雪地帯安全確保緊急対策交付金事業実施要綱第5条第2項に定める事業計画主体(第5条第1項に定める事業実施主体が行う事業を第6条に定める豪雪地帯安全確保事業計画に取りまとめる主体)について、道府県に加えて市町村を追加し、市町村が豪雪地帯安全確保事業計画を直接作成・提出できるように要綱を改正し、道府県に通知した。 (「豪雪地帯安全確保緊急対策交付金事業実施要綱及び豪雪地帯安全確保緊急対策交付金交付要綱の改正について」(令和5年3月14日付け国国地第71号国土交通省国土政策局長通知))</p>

平成26年～令和4年対応方針のフォローアップの状況

⑨ その他

No.	事項	関係府省	4年対応方針の内容	現在の対応状況の概要 ※原則、令和5年3月31日現在。 その後、特筆すべき動きがあれば記載
57	<p>電子証明書の更新及びマイナンバーカードに係る各種パスワードの初期化・再設定手続の非対面化 (地方公共団体の特定の事務の郵便局における取扱いに関する法律)</p>	デジタル庁、総務省	<p>【総務省】 地方公共団体が指定する郵便局において以下に掲げる事務を取り扱わせることができること(2条)については、一層の普及を図るための方策を検討し、令和4年度中に結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。</p> <ul style="list-style-type: none"> 署名用電子証明書の発行の申請(電子署名等に係る地方公共団体情報システム機構の認証業務に関する法律(平14法153)3条1項)の受付、署名利用者確認のための書類(同条3項)の受付及び当該申請に係る署名用電子証明書を記録した電磁的記録媒体(同条4項)の引渡し並びに署名用電子証明書の失効を求める旨の申請(同法9条1項)の受付及び署名利用者確認のための書類(同条2項において準用する同法3条3項)の受付 利用者証明用電子証明書の発行の申請(同法22条1項)の受付、利用者証明利用者確認のための書類(同条3項)の受付及び当該申請に係る利用者証明用電子証明書を記録した電磁的記録媒体(同条4項)の引渡し並びに利用者証明用電子証明書の失効を求める旨の申請(同法28条1項)の受付及び利用者証明利用者確認のための書類(同条2項において準用する同法22条3項)の受付 	<p>郵便局における電子証明書の発行・更新等に係る事務委託要領を策定し、市区町村に対し、事務委託を促してきたところ。令和4年8月には、既に委託を開始した市区町村における取組事例を参考として紹介し、同年11月には、事務委託に関する意向調査を実施した。</p> <p>また、日本郵便株式会社に対しても、総務大臣等から、自治体からの積極的受託の検討を要請してきたところ。</p> <p>さらに、総務省内に部局横断的に創設されたプロジェクトチームにおいて「郵便局を活用した地方活性化方策」を本年3月にとりまとめた。</p> <p>今後については、「郵便局を活用した地方活性化方策」を踏まえ、電子証明書の発行・更新等に係る事務委託について、市区町村や日本郵便株式会社に対する定期的な働きかけを実施するとともに、委託を目指している市区町村に対し、委託契約の進捗状況に応じた助言等、丁寧なフォローを行っていく。</p>

平成26年～令和4年対応方針のフォローアップの状況

⑨ その他

No.	事項	関係府省	4年対応方針の内容	現在の対応状況の概要 ※原則、令和5年3月31日現在。 その後、特筆すべき動きがあれば記載
57	<p>(続き) 電子証明書の更新及びマイナンバーカードに係る各種パスワードの初期化・再設定手続の非対面化 (電子署名等に係る地方公共団体情報システム機構の認証業務に関する法律、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律)</p>	デジタル庁、総務省	<p>【デジタル庁】【総務省】 (i) 個人番号カード及び同カードに搭載される公的個人認証サービスの電子証明書のうち、署名用電子証明書(電子署名等に係る地方公共団体情報システム機構の認証業務に関する法律3条1項)以外のものに係る暗証番号の初期化及び再設定については、オンラインやコンビニエンスストアの情報キオスク端末等による手続を可能とすることについて検討し、<u>令和4年度中に結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。</u></p>	<p>利用者証明用電子証明書の暗証番号の初期化・再設定についても、署名用電子証明書と同様にコンビニエンスストアの情報キオスク端末等による手続を可能とするとの結論を得た。 今後、必要な改修や費用等を見積もった上で、実現に向けて取り組むとともに、必要に応じて省令改正を行う。</p>

平成26年～令和4年対応方針のフォローアップの状況

⑨ その他

No.	事項	関係府省	4年対応方針の内容	現在の対応状況の概要 ※原則、令和5年3月31日現在。 その後、特筆すべき動きがあれば記載
58	<p>市区町村窓口等を介さないマイナンバーカード更新手続きの実現 (行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律)</p>	総務省	<p>(iii) 個人番号カードの交付手続については、交付申請者が住所地の市町村(特別区を含む。以下この事項において同じ。)以外の市町村を経由して交付申請書を提出できる場合の拡大について検討し、<u>令和4年度中に結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。</u></p>	<p>健康保険証を活用する現場である医療機関等において、マイナンバーカードの出張申請受付を行う場合に、交付申請者が住所地の市町村以外の市町村を経由して交付申請書を提出できることとするとの結論を得た。 今後、詳細について検討の上、必要な措置を行う予定。</p>

平成26年～令和4年対応方針のフォローアップの状況

⑨ その他

No.	事項	関係府省	4年対応方針の内容	現在の対応状況の概要 ※原則、令和5年3月31日現在。 その後、特筆すべき動きがあれば記載
59	国所管機関の市県 民税特別徴収分の 納付方法変更 (地方税法)	デジタル庁、 総務省、財 務省	<p>国から地方公共団体への道府県民税及び市町村民税に係る特別徴収分の納付方法については、地方公共団体の事務負担を軽減するため、地方税のオンライン手続のためのシステム（eLTAX）を活用した納付の実現に向け、運用上の課題等を整理しながら検討し、<u>令和4年度中に結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。</u></p>	<p>本件を提案・賛同した26の地方公共団体に対し、具体的にどのようなことを国に求めているのかヒアリング等を実施した上で、eLTAXを活用した納付方法について、実現可能性が見込まれる複数の方法を関係機関（デジタル庁、総務省、財務省、防衛省、日本銀行、地方税共同機構）において検討した結果、今後、引き続き運用上の課題等を整理しながら、eLTAXを活用した納付の実現に向けてシステム改修等の必要な措置を講じることとした。</p>

平成26年～令和4年対応方針のフォローアップの状況

II . 平成26年～令和4年の対応方針において、令和5年（度）以降（期限なしを含む）に「結論を得る」等とされたもののうち、既に結論を得られたもの ※前回会議（令和5年2月20日）までに結論を報告したものを除く。

○平成27年対応方針 ・義務付け・枠付けの見直し等

① 教育・文化

No.	事項	関係府省	27年対応方針の内容	現在の対応状況の概要 ※原則、令和5年3月31日現在。 その後、特筆すべき動きがあれば記載
1	通級による指導の対象となる障害の種類の見直し（学校教育法）	文部科学省	<p><平27> 通級による指導の対象となる障害の種類（施行規則140条）については、知的障害による学習上又は生活上の困難を改善・克服するために効果的な指導内容等の実践研究を地方公共団体の参加を得て実施した上で、研究成果の検証を踏まえて知的障害を加えることについて検討し、<u>平成31年度中に結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。</u></p> <p><令2> 通級による指導の対象となる障害の種類（施行規則140条）については、「新しい時代の特別支援教育の在り方に関する有識者会議」の議論を踏まえ、知的障害を加えることについて検討し、<u>令和2年度中に結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。</u></p> <p><令3> 通級による指導の対象となる障害の種類（施行規則140条）に知的障害を加えることについては、効果的な指導内容等の実践研究を実施した上で引き続き検討し、<u>令和5年度中に結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。</u></p>	<p>対応方針を踏まえ、令和3、4年に実践研究を行いつつ、令和4年度に「通常の学級に在籍する障害のある児童生徒への支援の在り方に関する検討会議」を立ち上げた。「通常の学級に在籍する障害のある児童生徒への支援の在り方に関する検討会議報告（令和5年3月13日）」において、知的障害を対象とした通級による指導については、これまでの研究事業の検証も踏まえた結果、現時点で全国の小中高등학교で知的障害を対象とした通級による指導を導入した場合、知的障害のある児童生徒に対する通級による指導の知識や経験が蓄積されていないことから、自立活動の内容を参考とせず教科指導の補充という誤った運用を助長しかねないという問題が生じるとされた。</p> <p>このため、インクルーシブな学校運営モデル（※）において、知的障害のある児童生徒に対する通級による指導の自立活動の在り方を含め、試行錯誤を繰り返しながら、知的障害を対象とした通級による指導を実現することが適当である旨の報告がとりまとめられた。</p> <p>これを踏まえ、令和5年3月13日付けで各都道府県教育委員会等へ報告内容等を通知した。</p> <p>なお、文部科学省において、学校教育法施行規則140条の通級による指導の対象となる障害の種類に知的障害を加えることは困難であるものの、報告内容の実現を図るべく、関連施策の充実に努めていく。</p> <p>※特別支援学校を含めた2校以上で連携し、障害のある児童生徒と障害のない児童生徒が交流及び共同学習を発展的に進める学校をモデル事業として支援するもの。</p>

平成26年～令和4年対応方針のフォローアップの状況

○令和2年対応方針 ・ 義務付け・枠付けの見直し等

① 医療・福祉

No.	事項	関係府省	2年対応方針の内容	現在の対応状況の概要 ※原則、令和5年3月31日現在。 その後、特筆すべき動きがあれば記載
2	<p>関係法律等に基づく計画策定の義務付け（実質的な義務付けとなっている努力義務を含む）を見直すこと（子ども・若者育成支援推進法）</p>	内閣府	<p>令和2年度中を目途に策定することとしている子ども・若者育成支援推進大綱の改定の時期については、地方公共団体及び「子供・若者育成支援推進のための有識者会議」の意見を踏まえ、政策的に関連の深い他の大綱等の改定の時期に合わせる方向で検討し、<u>令和5年度中に結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。</u></p>	<p>令和4年6月15日に成立した「こども基本法」（令和4年法律第77号）において、こども施策を総合的に推進するため、こども施策に関する大綱を定めること、子ども・若者育成支援推進大綱で掲げる事項についてもこども大綱に含めることが規定された。</p>

平成26年～令和4年対応方針のフォローアップの状況

○令和3年対応方針 ・ 義務付け・ 枠付けの見直し等

① 医療・福祉

No.	事項	関係府省	3年対応方針の内容	現在の対応状況の概要 ※原則、令和5年3月31日現在。 その後、特筆すべき動きがあれば記載
3	介護保険法第117条に基づく市町村介護保険事業計画の計画期間の見直し（介護保険法）	厚生労働省	<p>(xiii) 介護保険事業計画（117条1項及び118条1項）については、効率的かつ効果的な介護施策の推進に資するよう、地方公共団体における事務の実態を踏まえつつ、「介護保険事業に係る保険給付の円滑な実施を確保するための基本的な指針」（116条1項）の見直しを含め、地方公共団体の事務負担を軽減する方策を検討し、<u>令和5年度中に結論を得る。</u> <u>その結果に基づいて必要な措置を講ずる。</u></p>	<p>令和4年12月20日に社会保障審議会介護保険部会にて取りまとめられた「介護保険制度の見直しに関する意見」において、</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 計画作成の負担軽減のため、地域包括ケア「見える化」システムの機能改善や各種実態調査の集計・分析ツールの提供等、計画作成支援を強化することが重要 ・ 計画に記載する介護予防や施設整備等の目標については、必要に応じて中長期で設定することも可能であることを「介護保険事業に係る保険給付の円滑な実施を確保するための基本的な指針」に明記することや、計画の効率的な作成に資する手引きを国が作成する等、計画作成の負担軽減を図ることが適当とされた。 <p>このことを踏まえ、「介護保険事業に係る保険給付の円滑な実施を確保するための基本的な指針」の見直しを含めた検討を行い、令和5年中に告示予定。また、併せて令和4年度老人保健健康増進等事業により作成した介護保険事業計画の効率的な作成に資する手引きについても地方公共団体に周知予定。</p>

平成26年～令和4年対応方針のフォローアップの状況

○令和4年対応方針 ・ 義務付け・枠付けの見直し等

① 医療・福祉

No.	事項	関係府省	4年対応方針の内容	現在の対応状況の概要 ※原則、令和5年3月31日現在。 その後、特筆すべき動きがあれば記載
4	<p>難病法及び児童福祉法における指定医療機関制度の廃止 （児童福祉法及び難病の患者に対する医療等に関する法律）</p>	厚生労働省	<p>指定小児慢性特定疾病医療機関及び指定医療機関の指定（児童福祉法19条の9及び難病の患者に対する医療等に関する法律14条）等に関する事務については、地方公共団体の事務負担を軽減するため、手続の簡素化等について検討し、令和5年中に結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。</p>	<p>健康保険法に基づく保険医療機関の指定申請と、指定医療機関又は指定小児慢性特定疾病医療機関の指定（以下「指定医療機関等の指定」）申請が同日付けで行われた場合、保険医療機関の指定が行われ、保険医療機関コードが付与されるまでは、指定医療機関等の指定が行えないため、申請書の一時預かり等の対応が必要となっていた。</p> <p>これを解消するため、令和5年中に「指定医療機関指定要領」及び「指定小児慢性特定疾病医療機関指定要領」を改正し、新規に開設した医療機関においては、指定医療機関等の指定日を、保険医療機関の指定日に遡ることができる旨を規定するとの結論を得た。</p>

平成26年～令和4年対応方針のフォローアップの状況

① 医療・福祉

No.	事項	関係府省	4年対応方針の内容	現在の対応状況の概要 ※原則、令和5年3月31日現在。 その後、特筆すべき動きがあれば記載
5	<p>難病法における所得区分認定に当たっての税制上の申告をしていない者の取扱いの見直し (難病の患者に対する医療等に関する法律)</p>	厚生労働省	<p>特定医療費の支給（5条2項）に係る自己負担限度額の認定については、市町村の条例に基づき地方税法（昭25法226）上の申告義務を免除している者であることが、申請者の申立書等により確認できた場合には、当該申請者を市町村民税非課税者として取り扱うことを可能とすることについて検討し、<u>令和5年中に結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。</u></p>	<p>令和5年中に「特定医療費支給認定実施要綱」を改正し、自己負担限度額の認定について、各市町村が条例に基づき税制上の申告義務を免除している者であって、市町村民税の申告がなされていない場合には、階層区分を「低所得Ⅱ」として取り扱うこととするとの結論を得た。</p>

平成26年～令和4年対応方針のフォローアップの状況

① 医療・福祉

No.	事項	関係府省	4年対応方針の内容	現在の対応状況の概要 ※原則、令和5年3月31日現在。 その後、特筆すべき動きがあれば記載
6	都道府県介護保険事業支援計画に係る計画期間の延長(介護保険法)	厚生労働省	<p>(ii) 介護保険事業計画(117条1項及び118条1項)については、効率的かつ効果的な介護施策の推進に資するよう、地方公共団体における事務の実態を踏まえつつ、「介護保険事業に係る保険給付の円滑な実施を確保するための基本的な指針」(116条1項)の見直しを含め、地方公共団体の事務負担を軽減する方策を検討し、令和5年度中に結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。</p>	<p>令和4年12月20日に社会保障審議会介護保険部会にて取りまとめられた「介護保険制度の見直しに関する意見」において、</p> <ul style="list-style-type: none"> ・計画作成の負担軽減のため、地域包括ケア「見える化」システムの機能改善や各種実態調査の集計・分析ツールの提供等、計画作成支援を強化することが重要 ・計画に記載する介護予防や施設整備等の目標については、必要に応じて中長期で設定することも可能であることを「介護保険事業に係る保険給付の円滑な実施を確保するための基本的な指針」に明記することや、計画の効率的な作成に資する手引きを国が作成する等、計画作成の負担軽減を図ることが適当とされた。 <p>このことを踏まえ、「介護保険事業に係る保険給付の円滑な実施を確保するための基本的な指針」の見直しを含めた検討を行い、令和5年中に告示予定。また、併せて令和4年度老人保健健康増進等事業により作成した介護保険事業計画の効率的な作成に資する手引きについても地方公共団体に周知予定。</p>

平成26年～令和4年対応方針のフォローアップの状況

① 医療・福祉

No.	事項	関係府省	4年対応方針の内容	現在の対応状況の概要 ※原則、令和5年3月31日現在。 その後、特筆すべき動きがあれば記載
7	<p>難病法における指定医療機関の指定に係る見直し (児童福祉法及び難病の患者に対する医療等に関する法律)</p>	厚生労働省	<p>指定小児慢性特定疾病医療機関及び指定医療機関の指定(児童福祉法19条の9及び難病の患者に対する医療等に関する法律14条)等に関する事務については、地方公共団体の事務負担を軽減するため、手続の簡素化等について検討し、<u>令和5年中に結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。</u></p>	<p>健康保険法に基づく保険医療機関の指定申請と、指定医療機関又は指定小児慢性特定疾病医療機関の指定(以下「指定医療機関等の指定」)申請が同日付けで行われた場合、保険医療機関の指定が行われ、保険医療機関コードが付与されるまでは、指定医療機関等の指定が行えないため、申請書の一時預かり等の対応が必要となっていた。</p> <p>これを解消するため、令和5年中に「指定医療機関指定要領」及び「指定小児慢性特定疾病医療機関指定要領」を改正し、新規に開設した医療機関においては、指定医療機関等の指定日を、保険医療機関の指定日に遡ることができる旨を規定するとの結論を得た。</p>

平成26年～令和4年対応方針のフォローアップの状況

① 医療・福祉

No.	事項	関係府省	4年対応方針の内容	現在の対応状況の概要 ※原則、令和5年3月31日現在。 その後、特筆すべき動きがあれば記載
8	<p>児童福祉法における指定医療機関の指定に係る見直し（児童福祉法及び難病の患者に対する医療等に関する法律）</p>	厚生労働省	<p>指定小児慢性特定疾病医療機関及び指定医療機関の指定（児童福祉法19条の9及び難病の患者に対する医療等に関する法律14条）等に関する事務については、地方公共団体の事務負担を軽減するため、手続の簡素化等について検討し、<u>令和5年中に結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。</u></p>	<p>健康保険法に基づく保険医療機関の指定申請と、指定医療機関又は指定小児慢性特定疾病医療機関の指定（以下「指定医療機関等の指定」）申請が同日付けで行われた場合、保険医療機関の指定が行われ、保険医療機関コードが付与されるまでは、指定医療機関等の指定が行えないため、申請書の一時預かり等の対応が必要となっていた。</p> <p>これを解消するため、令和5年中に「指定医療機関指定要領」及び「指定小児慢性特定疾病医療機関指定要領」を改正し、新規に開設した医療機関においては、指定医療機関等の指定日を、保険医療機関の指定日に遡ることができる旨を規定するとの結論を得た。</p>

平成26年～令和4年対応方針のフォローアップの状況

② その他

No.	事項	関係府省	4年対応方針の内容	現在の対応状況の概要 ※原則、令和5年3月31日現在。 その後、特筆すべき動きがあれば記載
9	マイナンバーカード交付円滑化計画における市町村の実績報告の集計報告事務の簡略化（マイナンバーカード交付円滑化計画）	総務省	個人番号カードの交付体制等に係る市町村（特別区を含む。）に対する調査については、令和5年度以降も実施する場合には、地方公共団体の事務負担を軽減する方向で検討し、 <u>結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。</u>	令和5年度に実施する個人番号カードの交付体制等に係る市町村に対する調査（令和5年4月19日発出）においては、地方公共団体の事務負担を軽減するため、調査項目を削減した上で実施した。

平成26年～令和4年対応方針のフォローアップの状況

② その他

No.	事項	関係府省	4年対応方針の内容	現在の対応状況の概要 ※原則、令和5年3月31日現在。 その後、特筆すべき動きがあれば記載
10	<p>マイナンバー通知カードの紛失時の届出及び返納に係る事務の廃止 (行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律)</p>	総務省	<p>令和5年度以降の通知カードの紛失時の届出及び返納に係る事務(附則6条)の在り方については、地方公共団体の事務負担を軽減する方向で検討し、<u>結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。</u></p>	<p>通知カードの紛失時の届出及び返納に係る事務負担を軽減するため、マイナンバーカードの交付通知書の様式変更を行うとの結論を得た。 今後、事務処理要領の改正に向けて、検討を進めていく予定。</p>